



|            |   |
|------------|---|
| Title      | 旋網共同経営に関する研究 長崎市牧島地区の調査例  |
| Author(s)  | 安岡, 晴幸  |
| Citation   | 長崎大学水産学部研究報告, v.27, pp.127-135; 1969  |
| Issue Date | 1969-08   |
| URL        | <a href="http://hdl.handle.net/10069/31287">http://hdl.handle.net/10069/31287</a> |
| Right      |   |

This document is downloaded at: 2019-03-20T15:59:43Z

# 旋網共同経営に関する研究

長崎市牧島地区の調査例

安岡晴幸

Studies on the Joint Operation of Purse Seine Fishery

Survey made at Makishima Area, Nagasaki City

Haruyuki YASUOKA

## 1 序

本報告は現在長崎市牧島地区において行なわれている中型旋網漁業の共同経営，および加工形態について実態を調査し，この地区の共同化かどのような条件のもとに発生し現在に至っているかを把握しようと試みたものである

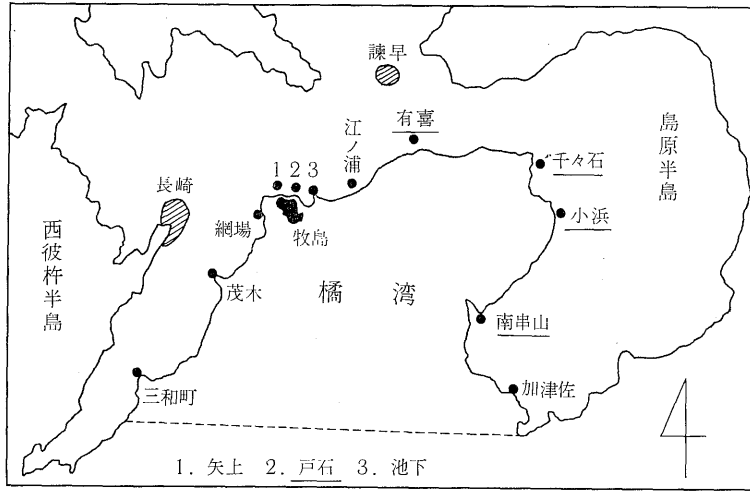
まず調査報告に入る前に，共同経営あるいは協業経営と称されている形態は如何なる定義にもとついているかを知る必要かあろう。「共同経営とは共同出資，共同労働，平等分配を原則としており，基本的には生産要素・労働・生産手段の所有の平等に基づいている協業経営は生産手段の個人所有に基づき生産協力する経営をいう」<sup>1)</sup> 以上のように倉田は規定しているか，さらに具体的に藪内は『漁村の生態』の中で「経営発展段階から見て，小商品生産者の横の協同として把握される形態としては ①各個人か平等の立場と資格として各々自己所有の生産手段と彼自身の労働力とを提供し合って協同して漁業に従事する ②数人の個人か平等に生産手段を共有財産として所有して行なう この形態は歴史的には階層末分化の各戸平等の経済的背景において実現される可能性が大きく，網組と呼ばれる数人の所有形態のものか見られる 階層分化に伴って生産手段に対する個人の持分の開きか生じ，地主・網主の結合，商業資本の漁業への進出などによる生産手段の個人所有化が顕著となりここに資本制生産への移行か見られる」<sup>2)</sup>と述べている

以上のような共同経営の概念規定にもとつき調査対象である牧島地区の旋網漁業かどの段階に属し，今後如何なる発展を望みえるかを最後に考察してみよう。

## 2 橘湾の旋網漁業

牧島を含む橘湾は長崎県南端に位置し西彼杵半島と島原半島に囲まれ別名千々石湾とも呼ばれるこの海域の主な漁業種類は中小型旋網と小型底曳である旋網は島原半島側の千々石・小浜・南串山等に多く，小型底曳は西彼杵半島の茂木か代表的である調査対象としたこの海域での中小型旋網は県調整規則と行政方針によって次のような船型と漁場の制限かなされている

第1図 橘湾地区漁業協同組合位置図



注：側線を引いている漁協は旋網を経営している地域

第1表 橘湾旋網規模別着業統数漁獲量

単位：トン

|       | 昭37   |       | 昭38   |        | 昭39   |       |       |     | 昭40   |       |
|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|
|       | 2そうまき |       | 2そうまき |        | 2そうまき |       | 1そうまき |     | 2そうまき |       |
|       | 着業統数  | 漁獲量   | 着業統数  | 漁獲量    | 着業統数  | 漁獲量   | 着業統数  | 漁獲量 | 着業統数  | 漁獲量   |
| 無動力   | 16    | 6,302 | 12    | 5,042  | —     | 1,437 |       |     | 1     | 522   |
| 0～3トン |       |       |       |        |       |       |       |     |       |       |
| 3～5   | 7     | 2,519 | 11    | 6,542  | —     | 4,677 |       |     | 20    | 7,330 |
| 5～10  |       |       |       |        | —     | 641   |       |     |       |       |
| 10～15 |       |       |       |        |       |       | —     | 278 |       |       |
| 計     | 23    | 8,821 | 23    | 11,584 | —     | 6,755 | —     | 278 | 21    | 7,852 |
| 1統平均  | 384   |       | 504   |        | —     |       | —     |     | 374   |       |

|       | 昭40   |       | 昭41   |       |       |       | 昭42   |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|       | 1そうまき |       | 2そうまき |       | 1そうまき |       | 2そうまき |       | 1そうまき |       |
|       | 着業統数  | 漁獲量   | 着業統数  | 漁獲量   | 着業統数  | 漁獲量   | 着業統数  | 漁獲量   | 着業統数  | 漁獲量   |
| 無動力   |       |       | 1     | 530   |       |       | 2     | 403   |       |       |
| 0～3トン |       |       |       |       | 3     | 842   | 1     | 21    |       |       |
| 3～5   |       |       | 5     | 944   | 2     | 1,099 | 7     | 2,128 | 7     | 2,215 |
| 5～10  | 1     | 79    | 5     | 414   | 1     | 142   | 5     | 1,567 |       |       |
| 10～15 | 3     | 2,150 | 2     | 345   | 7     | 5,555 | 1     | 322   | 8     | 5,164 |
| 計     | 4     | 2,229 | 13    | 2,233 | 13    | 7,638 | 16    | 4,441 | 15    | 7,379 |
| 1統平均  | 557   |       | 172   |       | 588   |       | 278   |       | 492   |       |

注：長崎農林水産統計年報より作成

- (1) 湾内での15トン以上の中型旋網の操業禁止
- (2) 口之津早崎鼻と三和町川原岳尾鼻を結ぶ線を定め線外に根拠地をもつ旋網の入漁を認めず、又線内に根拠地をもつ中小型旋網は線外の海域での操業を認めない

以上2つの規制は他種漁業との操業調整、同種漁業間の漁獲、魚価の調整を目的としている。

しかしながらこの規制により生産性の上昇が妨げられている点が考えられる。第1表をみると特徴として2そうまきから1そうまきへの移行、漁船規模の拡大がみられる。しかしその反面漁獲量の伸びはなく、1統平均をとると停滞しているのが明らかである。これは労働生産性の向上が図られてはいるが、行政規制によってこれ以上の大型化は不可能であり、また湾内のみでの操業のために新規漁場開拓も出来ないことから物的生産性のこれ以上の上昇が望みえないことをしめしている。すなわち橘湾の旋網漁場はその閉鎖性のために停滞的な漁場であるといえる。

次に旋網漁業と密接な関係をもつ加工との関連性をみえる。第2表のように湾内での漁獲物のなかで90%前後がカタクチイワシで占められている。またその水揚のほとんどが煮干加工の原料となっているのは、カタクチイワシの鮮魚としての商品価値が非常に低いからである。

加工形態については(1)加工業者による加工、(2)生産者による一貫加工、の2つの形態に分けられる。橘湾において(1)の形態は有喜でみられ、網主および少数の加工業者によって加工もなされているが大半は野母崎、東長崎の加工業者に生原料として出荷している。(2)の形態は千々石・小浜でみられ、網組内で分配・加工するいわゆる網組加工\*の形

第2表 橘湾旋網による漁獲量および水揚量・加工量の関係 単位：トン

| 年 度 | 漁 獲 量 | カタクチ<br>漁 獲 量 | カタクチ/<br>全×100 | カタクチ<br>水 揚 量 | 煮干加工量 | 加工量/<br>水揚量×100 |
|-----|-------|---------------|----------------|---------------|-------|-----------------|
| 40  | 9,854 | 9,422         | 96             | 6,655         | 7,446 | 112             |
| 41  | 9,094 | 7,937         | 87             | 5,287         | 5,251 | 99              |

注：漁獲量が第1表と異なるのは戸石の分が含まれていないため 統計からみた長崎県漁業の動き (S.43.2) 78P.

態をとっている。なおこのほかにも煮干加工における生産者と加工資本との結合については種々の形態があるが本報告の目的ではないので省略する。

### 3. 戸石の地域性と漁業

戸石を含む東長崎は昭和38年に西彼杵郡東長崎町から長崎市に吸収合併され、戸石は里名と対岸の牧島名との総称である。第3表より産業別就業者状況を見ると、とくに里名地区は1次産業従事者を中心としながらも、2次・3次産業への従事者も多く、長崎市に依存する近郊型集落を形作っている。それに対し牧島地区では1次産業への集中度が高く半農・半漁の純農漁村集落である。またこの両地区の相違は地理的にみても里名は長崎と江

\* 秋山博一：“網組加工の形態と構造”に詳しい

ノ浦間のバス道路に沿っているが、一方牧島は里名と小さな橋で結ばれている小島であるという条件にもよる。

第3表 戸石の産業別就業者状況(昭40)

|          | 里 名       |           | 牧 島 名     |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|          | 男 (%)     | 女 (%)     | 男 (%)     | 女 (%)     |
| 第1次産業    |           |           |           |           |
| 業        | 155 (31)  | 192 (48)  | 96 (41)   | 93 (53)   |
| 漁業・水産養殖業 | 63 (12)   | 19 (5)    | 84 (36)   | 21 (12)   |
| 林業・狩猟業   | 0 (0)     | 0 (0)     | 1 (-)     | 0 (0)     |
| 第2次産業    | 147 (29)  | 62 (15)   | 43 (19)   | 55 (31)   |
| 第3次産業    | 139 (28)  | 127 (32)  | 9 (4)     | 8 (4)     |
| 計        | 504 (100) | 400 (100) | 233 (100) | 177 (100) |

注：昭和40年度国勢調査(長崎市統計課)より作成

第4表 戸石漁協漁業種類別従事者数

|         | 里 名 | 牧 島 名 |
|---------|-----|-------|
| 旋 網     | 2   | 34    |
| 小 型 底 曳 | 8   | 11    |
| 一 本 釣   | 20  | 1     |
| 水 産 加 工 | 5   | 0     |
| 母 貝 養 殖 | 21  | 2     |
| 雑 漁 業   | 30  | 59    |
| そ の 他   | 8   | 10    |

注：昭和42年度戸石漁協組合員名簿より作成

第5表 昭42戸石漁協漁業種

|       | 類別水揚金額 | 単位千円  |
|-------|--------|-------|
| 旋 網   | 34,835 | (46)% |
| 加 工 業 | 15,481 | (21)  |
| 真 珠   | 9,032  | (12)  |
| 底 曳 網 | 5,789  | (8)   |
| そ の 他 | 10,103 | (13)  |
| 計     | 75,240 | (100) |

注：戸石漁協資料

水産業の面で両地域の特徴をみれば、第4表のように里名では母貝養殖・加工業等の被傭者が多く、牧島の旋網経営への参加が多いのと対照的である。すなわち里名では専業漁家から企業労働者的分解がみられ、牧島ではまだ小生産漁家の持続がみられる。

次に戸石漁協の水揚状況(第5表)をみると、加工業・養殖業を除く漁業の主体は旋網と小型底曳であり橋湾漁業の典型をしめしている。第6表での小型底曳の漁獲量の推移をみると年別変動がはげしく、とくに豊漁時の主なものはトリ貝で操業期間は短期間でかつ2~3年間の禁止漁期が設けられている。また底曳で価格の高いエビは水揚が少なく資源的にも減少傾向にある。このような漁獲不安定な小型底曳からの転換策として、牧島では周年操業が可能で漁獲の安定度が高い旋網経営に乗り出したわけである。旋網は第7表によると不漁年だった40年を除きほぼ一定した漁獲量をしめしている。漁期は周年操業が可能であるが、天日乾燥による加工との関係で冬期と梅雨期には自然休漁となり、その期間は小型底曳を自営している者が多い。旋網盛漁期は夏から秋にかけての天日乾燥適期で、昼間は加工に従事し夜間操業を行なう。

第6表 戸石漁協小型底曳年次別漁獲量 単位：トン（）内は経営体数

|         | 昭32    | 昭33     | 昭34     | 昭35     | 昭36    | 昭37    | 昭38    | 昭39   | 昭40     | 昭41    | 昭42    |
|---------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|-------|---------|--------|--------|
| 漁獲量     | 46(46) | 688(46) | 121(46) | 164(43) | 83(40) | 53(38) | 84(59) | 30(-) | 126(23) | 64(39) | 24(22) |
| 1隻当り漁獲量 | 1.0    | 15.0    | 2.6     | 3.8     | 2.1    | 1.4    | 1.4    | -     | 5.5     | 1.6    | 1.1    |
| 同上増減比   | 100.0  | 1500.0  | 260.0   | 380.0   | 210.0  | 140.0  | 140.0  | -     | 550.0   | 160.0  | 110.0  |

注：長崎農林水産統計年報より作成

第7表 戸石漁協旋網年次別階層別漁獲量 単位：トン（）内は経営体数

|                | 昭35    | 昭36    | 昭37    | 昭38    | 昭39    | 昭40    | 昭41    | 昭42      |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 2 そうまき { 無動力   | 141(1) | 229(1) |        |        |        |        |        |          |
| 3~5トン          | 192(1) | 325(1) | 485(2) | 462(2) | 495(2) | 227(2) | 479(1) | 455(1)   |
| 1 そうまき 10~15トン |        |        |        |        |        |        | 299(1) | 723(2)   |
| 計              | 333(2) | 554(2) | 485(2) | 462(2) | 495(2) | 227(2) | 778(2) | 1,178(3) |
| 3~5トン          | 192    | 325    | 243    | 231    | 248    | 114    | 479    | 455      |
| 1 統当り漁獲量と増減比   | 100.0  | 169.3  | 126.6  | 120.3  | 179.2  | 59.4   | 249.5  | 237.0    |
| 10~15トン        |        |        |        |        |        |        | 299    | 362      |
|                |        |        |        |        |        |        | 100.0  | 121.1    |

注：長崎農林水産統計年報より作成

#### 4. 旋網漁業経営共同化の実態

調査対象3統の経営体は任意生産組合の形態をとっているが、経営記録等の数字をつかむ帳簿はほとんど整理されていないためもっぱら聴取調査によったことをあらかじめ断わっておく。

##### (1) 設立経過と持株組織

昭和43年現在牧島地区には3統の旋網経営体があり、各統とも地元漁家による持株制方式の生産組合を形成している。そのなかで最も設立の古いT水産は、昭和34年に13名の株主で創業された。当時島根沖大型旋網の乗組員として出稼に出ていた者が帰省して湾内カタクチイワンを旋網で漁獲する漁法を試みた。その後熊本県の小型旋網経営者から旋網技術を習得している。その際熊本の許可を講入したが、湾内での操業許可制限のために西彼杵郡三和町の許可を譲り受け操業している。設立時は網船（本船）には、小型底曳船を改良したもの（8T・9T）を使用し、小型2そうまきとして操業を始めた。昭和43年に株主を8名増員し新しく1そうまきの網船（15T）を建造している。

一方、T水産の順調な水揚をみて、昭和37年24名の株主でK水産が発足した。昭和40年には早くも1そうまき（13T）に切り換えたが、漁獲不振のために昭和41年に解散した。同年11月再建のために入札が行なわれ、株主20名で設立したM水産が旧K水産の許可・網船等の財産を落札〔910万円〕し、赤字負債も引継いで再発足した。それに対し落札できなかった旧K水産の漁撈長等で新たに小浜から許可を借り入れ、4名が株主となって昭和

41年12月にS水産を創設し、1そうまき(15T)の網船を熊本から購入して昭和42年から操業している。

以下、3経営体を比較しながら経営状況を検討してみよう。

まず資金調達方法であるがT水産は当初1人10万円を出資額とし、地元漁業基金協会借入の150万円と合わせ計280万円の資金で2そうまきを始めた。さらに新船建造にともない8人を株主に加えて資金の増加を図り、県信漁連から600万円程度の借入れを行なっている。M水産では1株当りの出資額を15万円とし、県信漁連からの600万円の借入金を合わせて資金合計1千万円程度である。S水産の出資割合は不明であるが、資金総額は約1千万円といわれ借入先は地元18銀行である。以上のように3経営体とも設立資金として1千万円前後を必要としている。

## (2) 労働組織

次に労働組織についてみると乗組員は株主乗組と雇傭乗組とに分化される。現在の各組合の従事者数はT水産33名(内株主21名・雇傭12名)、M水産27名(株主20名・雇傭7名)、S水産23名(株主3名・雇傭20名)である。最近の労働力不足は牧島にも現われており、乗組員は地元牧島地区のみで雇傭している。そしてこれ以上の人員を増加することは地元では不可能の状況である。だから各組合では省力化に努力し、さしあたりネット・ローラーは3統ともすでに据えつけている。またT水産の新規株主の参加も資金調達の面よりもむしろ労働力確保の面が強く、株主にすることで労働力流出を防いでいる。1そうまき網船の新船建造も、2そうまき時代には最大従事者数45名を擁していたのにたいする省力化対策が主要目的であったといえる。

つぎに旋網漁業は周年操業であるが、橘湾での盛漁期は5~12月でありそのうち梅雨期には操業しない。休漁期には雑漁業や農業および出稼に出るが、その兼業状態を調べてみた。T水産は株主のほとんどが小型底曳を行なっている。M水産の株主のうち底曳を行なっているもの4名・真珠養殖業1名で、その他は農業または出稼、ときに1本釣を操業している。S水産の3名の株主は全員底曳を兼業している。雇傭者で漁業を兼業している者は少なく出稼や日雇人夫等をしている者が大半であった。網船は各組合とも15T弱の1そうまきであるが、その他の附属船はT水産13隻、M水産11隻、S水産7隻である。最後に漁獲量であるが各組合とも詳しい数字が記録されておらず、また漁協を通しての水揚ではないため実数をつかみえなかった。しかし聴取りによる計算では、T水産を100%とすればM水産60%、S水産50%程度の比率になる。

以上のように3経営体を比較してみるとすべての面でT水産が優れており経営内容も安定しているが、他の2経営体は現状では企業安全率は低い。このことはつぎの加工の点にも現われてくる。

## 5. 加工、販売と収益分配

牧島地区の煮干加工は自家加工によっている。すなわち各漁家が煮釜・乾場等の施設を持ち配分された原料のカタクチイワシを持ち帰って加工を行なう。

まず水揚されたカタクチイワシの分配方法であるが、配分単位となるのは15kg入りの検地マスである。これにより1回につき株主6杯・乗組員4杯・船代分2杯と定めている。

株主は乗組員でもあり、さらに船を提供している者は計 12杯となり、雇乗組員で加工を行なっている者は 4 杯の配分を受ける。加工を行なっている者は T 水産では株主・雇乗組員全員であるが、M 水産・S 水産では株主のみが行なっている。

配分順序は加工者数が 30 名だとすれば、1 番から 30 番までに 1 回につき前述の量を順次に分配してゆき 1 順すると又 1 番から始める。そうして次の水揚の際には前に配分し終えた者の次の番から始める。このようにして各自に配分される魚体の優劣の格差を少なくしている。

加工能力は T 水産を例にとると漁期を平均し 1 漁家 30 杯である。水揚の多い時は特配として配分量を増加し、最高能力として 50 杯を限度としている。

加工方法は検地マスで分配したカタクチイワシをザルに入れて各自の加工場へ運ぶ、セイロ（約 40cm × 70cm）の上にボウル 1 杯のイワシをひろげ 10 杯程度を重ねて煮釜に入れ煮沸する。煮上がったところでそのまましばらく乾燥し、半乾になったのちミスに移し替える。移し替えるのは製品（イリコ）の質を高めるためである。乾燥時間は夏場で 1 日半から 2 日程度、すべて天日乾燥による。乾燥中にも乾きを良くするために手で散らす作業を行なう。

以上の過程を経て煮干・（イリコ）ができるが、加工従事者は婦人が大半であり、約 3 人の人手を要する。夜間運搬船が帰港し水揚が始まると同時に加工も開始されるが、それが朝終了し男子従業員が昼間寝ている際にも女子は炎天下に乾燥作業に従事するという非常な重労働である。

ここで流通について簡単に述べておく。出荷は煮干を 1 箱約 10kg 入りのダンボールに詰め各漁家から持ち寄ったものを漁協で一括出荷する。経路は県漁連の共同販売ルートには乗せず、T 水産と S 水産は京阪神の間屋に直接委託出荷している。当初は地元仲買人に販売または委託していたが 5 年前より直送に切り換えている。なお M 水産は出荷量が少ないために地元（網場）の仲買人に渡している。

## 6. 収益分配方式と賃金

最後に収益の分配であるが、前述のようにカタクチイワシは生のままでは商品価値が低くイリコとして始めて商品価値が増大する。だから収益分配の計算もまた製品価格から逆算的に算出される。

煮干の市場価格が決定すると、まず漁協手数料・運賃等の流通経費が差し引かれ漁協の口座に入金される。それを生代金（水揚金）と煮干加工費に 2 等分する。加工費は加工に従事した各漁家に加工量、品質に応じて分配される。生代金からは沖経費（油代等）がまず差し引かれ残りを再び株配当と船配当の名称で 2 等分する。株配当からは組合内部の諸経費および組合で購入している網船の減価償却費を差し引く、残りを株主配当として各株主に分配する。一方船配当は各人持ち寄りの船配当と乗組員配当に分けられる。

ここで代表例として T 水産の船配当の内訳を取りあげてみると次の通りである。

船配当

附属船 1 隻  $2.0 \text{人前} \times 13 \text{隻} = 26.0 \text{人前}$



## 乗組員配当

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 漁 撈 長   | 2.0人前 × 1名 = 2.0人前 |
| 船 長     | 1.4 × 2 = 2.8      |
| 機 関 長   | 1.4 × 2 = 2.8      |
| 各附属船役付  | 1.2 × 13 = 15.6    |
| 平 乗 組 員 | 1.0 × 16 = 16.0    |
|         | 計 65.2             |

なお、昭和42年度までの網船の減価償却費としては1隻について3人前、計6人前の配当を充てていた。

収益分配から乗組員配当としての1人前の賃金率を計算すれば、煮干の製品価格を100%として各経費を除いてみても1人前は約0.4%と非常に低い率になる。又網船の減価償却費も6人前の配当では不足し株主配当を停止してこれに補充している。

M水産・S水産も同様な分配方式をとっているが漁獲量・加工量ともに低いS水産では生で加工業者に売り渡す場合は賃金額は更に低くなっていく。このような低賃金では乗組員としての雇傭労働力確保が困難なためM水産・S水産では加工に従事していない乗組員の賃金は固定給とし月額約3万円を支給している。

## 7. 結び—問題点と対策

以上牧島地区の旋網漁業共同経営および加工形態についての実態を述べたが、最後に若干の分析によって現状における問題点とその対策を考察してみよう。

牧島において労働集約的漁業である旋網経営を成立せしめていたのは、橘湾におけるカタクチワシ資源の煮干としての製品価値の高さと相まって、島という地理的に閉鎖された地域であるために労働力確保が容易であったことに因る。そしてこの条件を軸として共同経営という形態を取り入れ、不振の小型底曳からの資本と労働力の集約的転換という、いわゆる網主経営によらない共同化にその特徴がある。

しかしながら零細漁家集団としての共同経営体であるからその資本力の弱さは明白であり、共同経営の形態をとりながらも網船の共同化のみにとどまり、その他必要な附属船は各自持ち寄りという協業的要素も含まれている。さらに完全な共同経営を目指すならば一層の資本蓄積が必要となる。

橘湾旋網漁業の対象魚種がカタクチワシであることは煮干に加工したのち、市場商品としての価値が現われる必然性をもたらし、カタクチワシの生原料としての価格は煮干価格の4分の1以下の低さである。そのために資本力が弱くまた漁場・船型の制限によって漁獲量（物的生産性）を向上させることが困難であるから自家加工による加工収益で漁家経営を持続する方法をとらざるをえない。すなわち共同網の成立条件は自家加工による漁家所得の維持とそれを背景とした労働力確保にある。

ここに牧島の旋網漁業と加工の結びつきがあり、いわゆる一貫加工形態の存在価値がある。現状においてはこの加工収益の高さに依存して旋網共同経営が持続しえているといえよう。

問題はこの加工形態が自家加工からくる分散零細性である。加工労働は家族労働それも

主として婦女子の無償労働に依存しているが、各漁家に1個ずつの小煮釜と乾場で乾燥を行なっている。自己資本のみでの加工場経営のため乾場面積が狭く加工量が限定され、豊漁の際には全水揚量を加工できない場合がある。又煮干製品に優劣の差ができやすく、とくに零細漁家や労働力の不足な漁家では加工能力がきわめて低いか皆無である。さらに加工収益が家計にそのまま組み込まれ、企業としての再生産費用が計上されておらず単純再生産的な加工形態である。このような低加工収益の集約としての共同的旋網経営では資本蓄積と機械化による労働生産性の上昇は不可能である。現在はかろうじて加工収益を前提とした乗組員賃金の低さによって経営が維持されている。しかし今後労働力の減少にともなう賃金価格の引き上げ、または生計費の上昇が必然とすればこのような非近代的加工形態を軸としていては漁業共同体も解体に進まざるをえない。

それゆえに加工資本の増大を図り、加工形態を近代化する方法としての加工共同化を早急に実現する必要がある。加工能力を増大するための乾場面積の拡大またはそれに代る火力乾燥機の導入、大型煮釜や加工過程の機械化による施設の近代化と省力化など、加工形態の改善策としての共同化を推進することが最大の課題であり、この方向づけをしてこそその前提条件としての旋網共同経営の現在の意義が再評価されるといえる。

#### 引 用 文 献

- 1) 倉田了, 他4名共著: 漁業経済論, 文人書房, 東京(1964) P.215
- 2) 藪内芳彦: 漁村の生態, 古今書院, 東京(1958) P.84

#### 参 考 文 献

- 1) 青塚繁志: 長崎市漁家地帯の経済分析と課題, 長崎市水産農林部水産課(1966)
- 2) 秋山博一: 網組加工の形態と構造, 経済季報 No.12, 長崎県経済研究所(1965) P.26